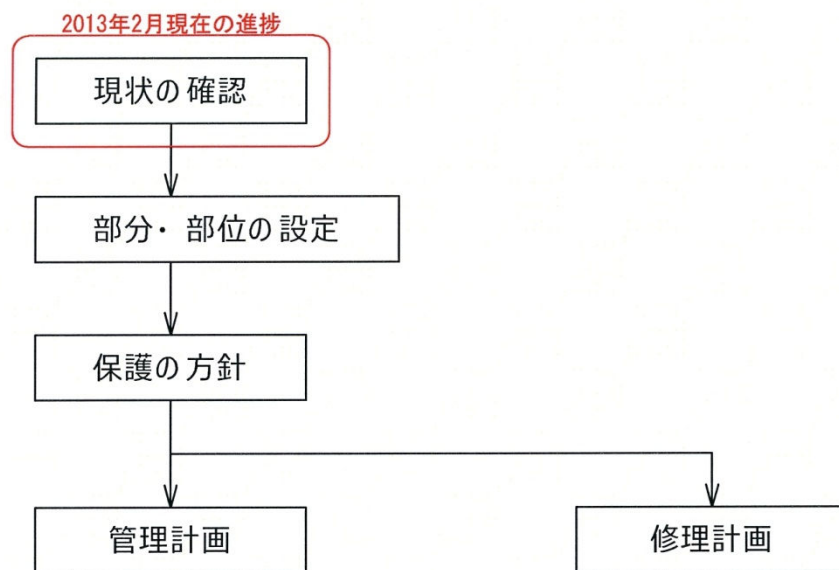


## 保存管理計画

### 保存管理計画の目的

- ・重要文化財（建造物）の価値の所在を確認する。
- ・建造物の部分・部位を設定し、それぞれに対する保存管理の方針を定める。
- ・整備年代を設定する。

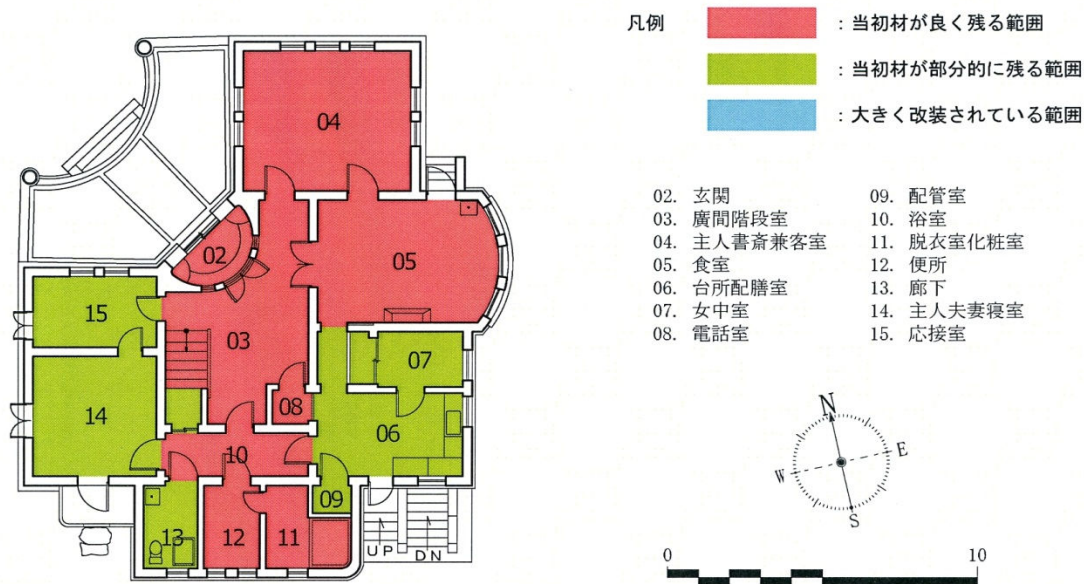
### 保存管理計画の進め方



### 現状の確認

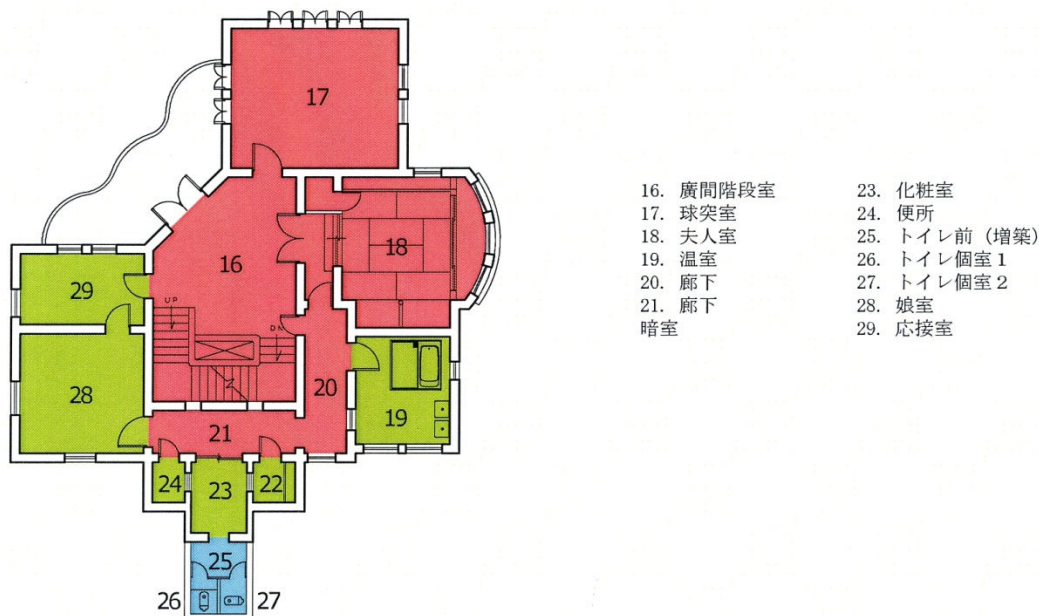
- ・仕様調査  
当初の仕様が残る部分（部位）、改変が行われている部分（部位）の判別。
- ・改修履歴調査  
これまでに行われてきた改修の履歴を把握。

# 1 階



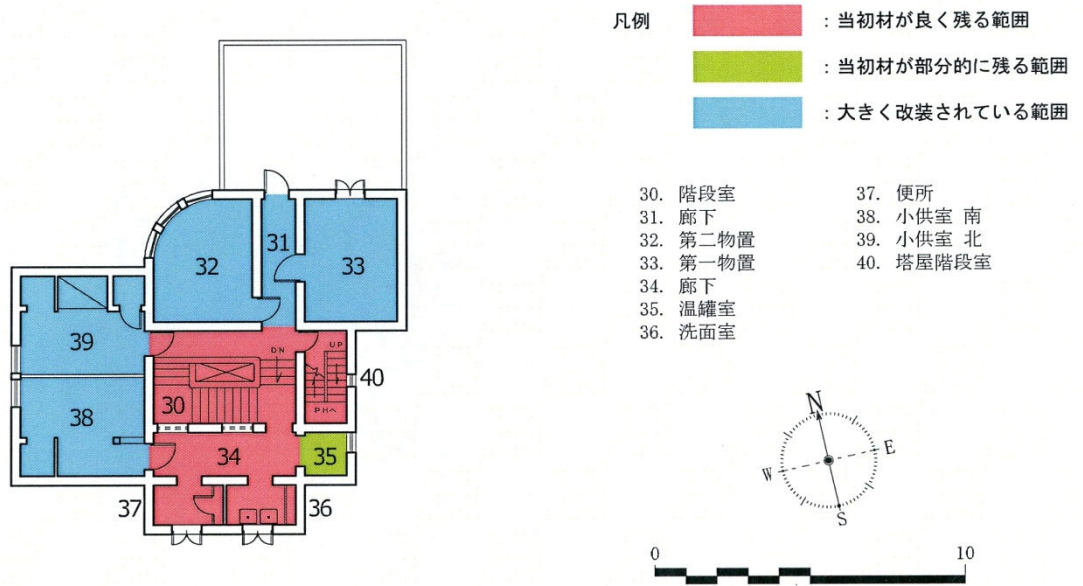
1階は全体から見て、建設当初の状態が良く残る範囲である。とくに、玄関・廣間階段室・主人書斎兼客室・食室・電話室・廊下・浴室・脱衣室化粧室では部分的な改変が認められるものの、内装や建具が当初の状態をとどめている。また、台所配膳室・女中室・便所には改装が施されているものの、床面や壁面のタイル、建具や造付家具などは当初の状態を保持している。主人夫妻寝室・応接室は全面的に改装されているが、これも建具、天井中心飾り、金庫やカーテンレールなど、当初のものが残る。また、壁面は布貼りとなされているが、下には当初の仕様が残る可能性がある。

# 2 階



2階では、廣間階段室・球突室・夫人室・廊下で建設当初の状態が良く残る。とくに球突室では、改変は建具と空調設備に限られる。温室・暗室は改変が見られるが、床面や壁面に当初の状態をとどめている。洗面室・便所では、壁面タイルなどに当初の状態が残る。娘室・応接室は建具、カーテンレールなどは当初のものである。増築トイレは後に付加されている。

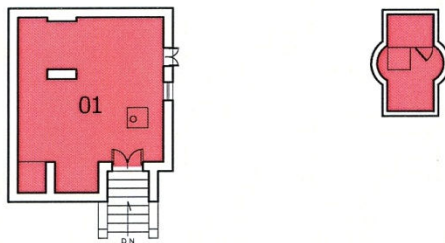
# 3 階



3階は戦災の影響が大きかった範囲で、とくに各個室はその後学生への賃貸に用いられたこともあり、改変が大きく、当初の状態が残るのはわずかである。ただし、階段室・洗面室・便所廊下では、改変のあとも見られるものの、床面や壁面など、当初の状態を良くとどめている。塔屋階段室についても補修跡が散見されるものの、基本的には当初の状態で維持されている。

# 地下階、塔屋

01. 地下室



地下階では、大きな改変は認められない。ボイラー、配管など設備も含めて当初の状態、ものが良く残っている。

塔屋では、塔屋へ上がる入口建具が後補と考えられるがタイルやパラペット、避雷針など当初の状態、ものが良く残っている。

## 保存管理計画の今後の作業

### <部分の設定と保護の方針>

#### 部分の設定

屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、…（中略）…「部分」を設定して、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

#### 部位の設定

…（中略）…各部分について、一連の部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、暖炉、軒飾り等）を単位として、目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で、…（中略）…「部位」を設定して保護の方針を定める。

『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』 文化庁文化財保護部 平成11年 より抜粋

保存部分（部位）	高い文化財的な価値を有する範囲（箇所）。厳密な保存が要求される。
保全部分（部位）	定期的な更新を必要とする範囲（箇所）。良好な状態を維持すべき。
その他部分（部位）	必要に応じて、改変を可能とする範囲（箇所）。ただし、意匠上の配慮を要する。

#### 部位の設定における基準の考え方

部位においては、さらに各部位について取扱いの方針を定めた基準を設ける。以下に、標準的な基準とその方針を示す。

基準1：当初材。材料自体の保存を行う部位。

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。（定期的な更新が必要な部位）

基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位。

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位。

基準5：所有者の裁量にて改変が可能な部位。

※基準は、必要に応じて増減し、実情に見合った内容とする。

### <三河家住宅における部分・部位の設定の考え方>

#### 部分の設定

三河家住宅は各階、各部屋が明快に分節されている。部分については現状の各階・部屋割りに沿った設定にすることが適切と考えられる。

#### 部位の設定

各部屋毎に、床面、壁面、天井の各面および建具、照明等設備、と部位を設定することが適切と考えられる。